

「消防用設備等着工届出書に添付する設計図書について」の全部改正について

(昭和57年5月12日発消指第274号)

上記のことについては、消防法施行規則第33条の16の規定に基づき京都市火災予防条例施行規則第5条の4第2項の規定が定められ、その細部を昭和42年9月6日発消指第709号「消防用設備等着工届出書の添付図書について」により通達しているところであるが、今般当該通達の全部を別紙のとおり改正したから、適正に運用するとともに、関係者に対する指導を徹底するよう通達します。

なお、別記の関係諸団体に対して別添のとおり通知したから申し添えます。

おって、下記の通達は廃止します。

記

- 1 昭和42年9月6日発消指第709号「消防用設備等着工届出書の添付図書について」
 - 2 昭和45年2月3日発消指第1417号「自動火災報知設備の標準仕様書及び火災報知設備の概要表の改正について」
 - 3 昭和46年6月25日発消指第428号「消防用設備等着工届出書添付図書の一部改正について」
 - 4 昭和47年6月13日発消指第386号「消防用設備等着工届出書添付図書の一部改正について」
 - 5 昭和51年11月19日発消指第1176号「消防用設備等着工届出書に添付する仕様書の改正について」
- 別紙

消防用設備等着工届出書に添付する設計図書に関する細部要綱

消防法第17条の12又は京都市火災予防規程第78条の規定に基づき届出又は提出される消防用設備等着工届出書（以下「着工届出書」という。）に添付しなければならない消防用設備等の工事に係る設計に関する図書は、次のとおりとする。

1 消防用設備等の工事概要表

京都市火災予防条例施行規則第5条の4第2項第1号に掲げる消防用設備等の工事概要書（第4号様式の2）により、建築物主体工事施工者、消防用設備等の設計者及び防火対象物の概要等が明記されたものとする。

2 概要表

別に定める様式により、消防用設備等の主要機器の型式、数量、容量、製造者等が明記されたものとする。

3 仕様書

別に定める様式により、消防法施行令、同法施行規則及びその他の関係法令等に定める技術上の基準に従って消防用設備等を設置する旨の概要が明記されたものとする。

4 計算書

次表に掲げる消防用設備等の種類に応じ、所要の算出方法が明記されたものとする。

消防用設備等の種類	必要とする計算書
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 泡消火設備 屋外消火栓設備	1 水源水量及び消火薬剤量（泡消火設備に限る。）計算書 2 加圧送水装置の容量計算書 3 配管等の摩擦損失計算及び揚程計算書 4 非常電源の容量計算書
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	1 消火薬剤量計算書 2 配管等の摩擦損失計算書 3 非常電源の容量計算書
自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 非常警報設備 誘導灯（別置型に限る。） 非常コンセント設備	1 非常電源の容量計算書 2 増幅器の出力計算書（放送設備及びガス漏れ火災警報設備に限る。）
避難器具	取付金具及び取付部分の構造計算書
消防用水	水量及び構造計算書
排煙設備	1 排煙機及び電動機の容量計算書 2 風量計算書 3 非常電源の容量計算書
無線通信補助設備	1 最低電界レベル計算書 2 非常電源の容量計算書

備考1 所要の計算を行う際、根拠となる詳細図等を添付すること。

2 その他特に必要とする計算書については、適宜添付すること。

5 付近見取図

防火対象物の所在地付近の略図とし、方位、道路及び目標となる地物が明記されたものとする。

6 建築物の配置図

原則として、100分の1の縮尺図とし、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び敷地に接する道路の位置が明記されたものとする。

7 仕上表

建築物の内装について、各部分ごとにその仕上材料の種類及び厚さ等が明記されたものとする。

と。

なお、着工届出書の審査において、内装の状況を確認する必要がない場合にあつては、仕上表の添付を省略して差し支えない。

8 平面図

原則として、100分の1の縮尺図とし、建築物の各階の防火区画、階段、間仕切壁、パイプシャフト等の位置及び各室の用途が明記されたものとする。

なお、配管図又は配線図に建築物の各階の状況が明記されている場合にあつては、平面図の添付を省略して差し支えない。

9 立面図

原則として、100分の1の縮尺図とし、建築物の2面以上について、開口部の位置、外壁の構造等が明記されたものとする。この場合において、避難器具の着工届出書に添付する立面図にあつては、避難器具の取付金具の位置、設置状況等が併せて明記されたものとする。

10 断面図

原則として、100分の1の縮尺図とし、建築物の2面以上について、床の高さ、各階の天井の高さ等が明記されたものとする。及び形状、建築物の高さ等が明記されたものとする。

11 配管系統図及び配管図

配管の口径及び長さ、管継手、弁類等の使用状況並びに使用する機器の配置状況等が明記されたものとする。この場合において、使用する機器等が記号又は略号で明記されたものにあつては、その記号又は略号の説明が凡例で示されたものとする。

12 配線系統図又は配線図

非常電源回路、起動装置回路、警報装置回路等について、電線管の口径、電線の種別、配線本数等の配線状況及び使用する機器の配置状況が明記されたものとする。この場合において、使用する機器等が記号又は略号で明記されたものにあつては、その記号又は略号の説明が凡例で示されたものとする。

13 受電系統図

非常電源専用受電設備の受電状況並びに自家発電設備及び蓄電池設備の切替装置の状況等が明記されたものとする。

14 機器構造図

使用する主要機器の姿図とし、型式、材質、寸法、構造等が明記されたものとする。

15 その他必要とする図書

消防用設備等の制御回路図、受水槽の構造図、ポンプまわり詳細図、防護区画詳細図、有窓階判定のための開口部の面積計算書等着工届書の審査において、特に必要となるものとする。